

コンビニ交付マルチコピー機を設置しました

役場庁舎1階に、コンビニ交付マルチコピー機を設置しました。マイナンバーカードを利用して、コンビニと同じように、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書などを取得できます。詳しくは町ホームページをご覧ください。



◀町ホームページはこちら



コンビニ交付サービスでは、役場・コンビニなどに設置されているマルチコピー機から、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや各種証明書を取得することができます。

▶対象

町に住民登録があり、有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードを持っている人
※発行制限などの措置を受けている人は、マルチコピー機からは取得できません。

▶手数料 250円

役場窓口よりも
50円安くなります。

▶場所

役場や、マルチコピー機が設置されている次のコンビニエンスストアなどで利用できます。

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、イオンなど

▶時間

6:30～23:00のうち、設置店舗などの営業時間内
(役場は平日8:30～17:15)

▶注意事項

- 証明書を誤って取得した場合や、手数料免除の人が取得してしまった場合、証明書の差し替えや返金はできません。
- 印鑑登録証明書は、町で印鑑登録をしている人が取得できます。

▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

Web口座振替受付サービスを開始しました

Web口座振替受付サービスは、パソコン・スマートフォンなどからインターネットを利用して、町税などの納付にかかる口座振替(自動払込)の申し込み手続きができるサービスです。

▶対象 対象金融機関預金口座のキャッシュカードを持っている人(法人口座は利用できません。)

▶対象金融機関

群馬銀行、北群渋川農業協同組合、東和銀行、しのめ信用金庫、北群馬信用金庫、ぐんまみらい信用組合、利根郡信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

▶対象となる税・料金

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、町営住宅使用料、上下水道農集排使用料、下水道事業受益者負担金、学校給食費

▶申し込み方法

ご準備いただくものが金融機関、税や料金により異なります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先 (全て直通)

税務会計課 税務室 ☎26-2237、26-2238

住民課 保険室 ☎26-2249

介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247

建設課 都市建設室 ☎26-2278

上下水道課 上水道室 ☎54-1118

上下水道課 下水道室 ☎26-2284

教育委員会事務局 給食センター ☎54-3225



▶町ホームページはこちら

セミセルフレジを導入しました

感染症対策とサービス向上のため、役場の4つの窓口セミセルフレジ(現金自動精算機)を導入しました。各種証明の手数料などをお支払いいただく時に、現金の受け渡しが非接触で行えます。また、電子マネーやクレジットカードによるキャッシュレスでのお支払いが可能になります。

※税金など、電子マネーやクレジットカードではお支払いいただけないものもあります。

▶導入窓口

税務会計課、住民課、上下水道課、教育委員会事務局 生涯学習室

▶利用できる主なキャッシュレス決済の種類

- クレジットカード(Visa、Master、銀聯、JCB、AMEX、Diners、DISCOVER)
 - 電子マネー(iD、Suicaなど交通系IC、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay)
- ※二次元コード決済は準備中です。

▶問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)



▶町ホームページはこちら



今月の手話

「温泉」



①右手の人差し指・中指・薬指を3本立てて、左手で右手を包むようにする。(☺マークをつくる。)



②右手をグーにして右頬をごしごし洗う仕草をする。

紙おむつ・尿取りパッド購入助成事業

申請は3月29日(金)まで

令和5年10月1日(金)～令和6年3月29日(金)に購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

▼対象 町在住・在宅で、常時紙おむつ・尿取りパッドを使用し、購入時点において次のいずれかに該当する人
※施設などに入院・入所している人は除きます。

●65歳以上で要介護3～5の認定を受けている人
●3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aを保有している人
▼助成上限額 1万円

▼申請期間 3月1日(金)～3月29日(金)

▼申請方法

次のものを介護高齢室窓口に提出してください。

□申請書(窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。)

□令和5年10月1日～令和6年3月29日のレシートや領収書

□介護保険証、身体障害者手帳または療育手帳の写し
※審査後、申請書で指定された口座に振り込みます。

▼申請・問い合わせ先

介護福祉課介護高齢室
☎26・2247 (直通)



月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

新生活 賃貸借契約を 理解してトラブルを防ごう！

2月から4月は、賃貸住宅の原状回復に関する相談が多くなります。契約後に借主に不利な条件を見つけても、一方的に契約を解除することは原則できないため、契約前に内容をしっかり確認し、慎重に検討しましょう。

賃貸契約のトラブルとして、退去時に高額な修理費用を請求されたといった相談が寄せられています。

契約書チェックポイント

- 借りる部屋の名前や場所、設備に間違いはないか
- 契約期間はいつからいつまでで、賃料の金額や支払方法、計算方法に間違いはないか
- 貸主や管理業者の連絡先は記載されているか
- 修理、契約の更新、退去する時の手続き、原状回復についてはどのように決められているか
- 禁止行為、その他、特約事項はないか

ポイント

- 契約時** 契約書などをよく読み、禁止事項や特約について確認する。
 - 入居前** 賃貸物件の原状をよく確認し、写真に残しておく。
 - 入居中** トラブルは貸主側にすぐ相談し、無断で修繕しない。
 - 退去時** 精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。
- 賃貸借契約について不安になったときや、トラブルになったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

- **渋川市消費生活センター** ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- **群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- **消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶

